

Title	V・ピエルジョヴァンニ著 『ジェノヴァ法史講義：中世』
Sub Title	Vito Piergiovanni, "Lezioni di storia giuridica genovese. Il Medioevo"
Author	森, 征一(Mori, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.6 (1984. 6) ,p.113- 117
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840628-0113">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840628-0113</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

Vito Piergiovanni,

*Lezioni di storia giuridica genovese.*

*Il Medioevo*

Genova, 1983, 217 pp.

V・ピエルジョヴァンニ著

『ジェノヴァ法史講義—中世—』

歴史を物語ろうとするとき、一般的には、一地域を超えた全体的な視野からその流れを辿る道と、一定の地域に限定して、その流れを辿る道とが考えられよう。前者が一般史ないしは全体史といわれ、後者が地域史ないしは地方史といわれる。一般史と地域史とはどのような調和関係に立つべきかについては、歴史学の研究課題の一つでもあるが、最近、イタリアの歴史学界においても、この問題は脚光を浴びつつある(たとえは、cf. *Storia locale, a cura di C. Violante, Bologna, 1983*)。

イタリアにおけるヨーロッパ法史研究においても二つの方向が見られる。全体史的方向のものとしては、たとえばC・A・カンナータ著『ヨーロッパ法史概説』(C.A. Cannata, *Lineamenti di storia della giurisprudenza europea*, I e II, Torino, 1976)があるが、ここに紹介するピエルジョヴァンニ著『ジェノヴァ法史』は地域史的方向のものである。

著者ピエルジョヴァンニ教授は、本書の序文で、「過去の法現実を認識したり批判したりするための道具」としての「制度[istituzione]」史研究の意味を強調した後、「もっとも重要な法史料の検討を通してジェノヴァ史の重大な局面を回想することは、類のない魅力のある地域史の特殊な契機に注意を喚起するという目的——しかしながら、それは称賛に値いするものなのだ——を有するばかりでなく、それはとりわけ、地域史がその部分を構成する、もっとも広い制度および理論の世界との間に存在する結びつきをも理解させようという意味をももつ」と述べ、地域史を全体史との関連のなかに位置づける。

本書は全体で三〇講からなるが、その内容は著者自身の、これまででのジェノヴァの制度史、その条例編纂史、そしてジェノヴァ出身の法学者の歴史に関する研究を基礎にしているためか、ジェノヴァの制度、条例、法学者を三つの柱として構成されている。以下において、評者自身の興味関心の赴くままに、それゆえ著者の意図の正確な紹介とはならないのではないかと恐れながらではあるが、本書の一端を紹介してみたい。

なお、著者の研究業績は以下の通りである。

- ① Il sistema europeo e le istituzioni repubblicane di Genova nel Quattrocento: Materiali per una storia della cultura giuridica, *XXI/1* (1983)
- ② Gli statuti civili e criminali di Genova nel Medioevo. La tradizione manoscritta e le edizioni, Genova, 1980.
- ③ Smbaldo dei Freschi decretalista. Ricerche sulla vita: *Studia Gratiana, XV* (1967).

④ Bartolomeo Bosco e il divieto genovese di assicurare navi straniere: *Annali della Facoltà di Giurisprudenza di Genova, XI* (1977) その他。

中世イタリアにおいては、十一世紀以降に「*コムーネ Comune*」の形成が見られるが、*ジェノヴァ*でも、*コンバーニア Compagna*と呼ばれる都市エリートの私的誓約団体 *coniuratio* が都市内部に支配的な政治組織として誕生し、都市内に居住する者すべてにたいして、政治上および裁判上の統制を加えるにいたり、しだいに*コムーネ*に成長してゆく。*ジェノヴァ*の*コムーネ*形成初期の状況については不明な点が多いが、著者は、一〇九九年以前にはすでに、*コンバーニア*を代表する*コンソレ*による複数支配体制が採用されていたと説く。*コンソレ*の任期は、はじめは四年であったが、一一二二年以降、一年に固定する。

しかし、*コムーネ*内部に生じた支配権をめぐる党派争いを解決すべく、一一九〇年には、*ポDESTA*による単独支配体制が登

場し、一二七年にはそれが確立するという。都市外から招聘される任期一年の役人である*ポDESTA*は、いわば調停者であり、「党派を越えて屹立するかのごとく、馬に跨り、鎮圧する*ポDESTA*のあの姿は、都市内に融和を取り戻す新しい役人とその能力を象徴的に表わすものである」。しかし、*ポDESTA*制が確立するまでは、*コムーネ*は*ポDESTA*に、とりわけ裁判権を委任しようとはしなかった。それは、「裁判権が独立して行使され、そして伝統的な諸特権や慣習法上の諸権利を変更し制限するため、ローマ法教育を受けた法律家によって、それが利用されるのではないかという危惧を抱いたため」であり、それは、後述する法学者バルドヴィーニの*ジェノヴァ*における例を見れば、あなたがち根拠のないものともいえない。

その後、ローマ教会とフリードリヒ二世との対立という国際情勢が都市内部にも影響を及ぼし、*グエルフ*いと*ギベリーニ*、あるいは*ランビーニ*と*マスケラーティ*の党派争いが生ずるとか、租税請負にからむ上級支配層の経済的格差の発生、さらには生産者層*ポポロ*の政治舞台への登場等の要素が複雑にからみ合っており、都市の政治生活は不安定になる。一二二七年、*ポポロ*が都市貴族層の政治的対立を利用して介入し、最初のつばぜり合いが生じた。この政争は、結局、*ポDESTA*の面前での和平の誓約という形で決着をみるが、ここにも若干の法律家が顧問として出席していることは興味深いことである。

*ジェノヴァ*における*ポDESTA*制の、*カピターノ・デル・ポポ*

ロ制への移行は、一二五五年のことである。一般的には両者は併存し、後者は前者を模倣する。しかしジェノヴァの場合は他都市と異なり、カピターノは都市民のなかから選ばれ、任期は一〇年である。一三〇九年にはシニョリア制が出現する。

ところで本書では、ヤコポ・バルドヴィーニ、シニバルド・ディ・フィエスキ(教皇インノチェント四世、バルトロメオ・ボスコという、ジェノヴァに縁の深い三人の法律家についての紹介がなされているが、なかでも評者にとって興味深いのは、ヤコポ・バルドヴィーニの個所である。

ヤコポ・バルドヴィーニは、一二世紀の終り頃にポローニアで誕生し、ポローニア大学の教授就任の宣誓をした一二一三年には、法学博士 *legum doctor* と記録されている。バルドヴィーニは、不思議と、エピソードの多い人である。彼はその師アーンゾと論争したが、師は彼にしつべ返しをしたという逸話については様々な評価があるが、それは、彼の師にたいする忘恩や非礼に由来すると考えるべきではなく、師とは異なった、彼独自の優れた学識のなせる業と考えるべきであると著者はいう。彼の学説における抽象性の高度さ、その論証における弁証法は、他のポローニアの法学者に比較して際立っており、それはフランス学派を彷彿とさせるほどである。彼がローマ法の法文相互間の矛盾の解決方法について苦悩するあまり、ついに法律を祭壇におき、ろうそくを灯して一晩中祈り続け、明け方ついに啓示を得て、その矛盾を解決できたというエピソードも、おそら

く伝説ではあるが、彼の法律家としての情熱を物語るものではある。また彼の弟子には、オドフレードのほか、教会法学者エンリコ・ダ・スーザ、さらに定かではないが、シニバルド・ディ・フィエスキ、そして、一二六〇年にジェノヴァのポデスタに就任したマルティノ・ダ・ファーン等の優れた法学者が輩出している。

「師ヤコポは武装して馬に乗り、判決を言渡した」という、ジェノヴァのポデスタとしてのバルドヴィーニを非難するエピソードは、ポローニア、とりわけ彼にたいするアーンゾの敵意に由来していると思われると著者はいう。

バルドヴィーニは、一二二九年にポデスタとしてジェノヴァに招聘されたが、この年、同市は、彼一人に条例の修正を要請した。この事件は、ジェノヴァの政治体制の伝統を揺るがす重大な問題を惹き起こした。なぜなら、第一に、都市の執行権と裁判権を有する機関であるポデスタに、伝統に反して条例立法権をも付与することは、権力の集中という危険をはらむこと、そして第二に、条例編纂に関しては、条例編纂委員会という合議体にそれを委任するのが伝統であったが、それを一人の者に委任するのは、この伝統に反するからである。しかし結局この試みは失敗に帰した。

法学者と都市権力、さらにはローマ法と都市法との関係を考えるうえで興味深いエピソードもバルドヴィーニにはある。ローマ法学者の彼は、ある凶悪犯罪を犯した貴族にたいして彼が

下した絞首刑の判決の執行を、ジェノヴァ市民が欲しなかつたとき、ポデスタ職を投げ捨てたというのである。ジェノヴァの慣習法は、「なわではなく剣によって」処刑されるべしと規定していたが、「最高の学識をもったローマ法学者としての」バルドヴィーニは、凶悪犯罪に関しては、「ローマ法」(正しくはジェノヴァの慣習法のだが)一条例の優先的適用については後述)を優先的に適用すべきことを主張した。しかしジェノヴァ市民の抵抗に打ち勝つことができず、彼はジェノヴァを去ってポーニアの講壇に復帰したのであった。その後ジェノヴァ市民は、ローマ法学者をポデスタに就任させることを禁止する規定を設けたという。しかしそのような法律は、かつて存在したのかもしれないが、今は伝えられていないし、その後も法学者は依然としてポデスタとして招聘され続けている。

著者によれば、このような伝説は、ローマ法に内在する平衡や自然法的要素を賞揚し、そしてそれと対照的に条例の貧弱さを際立たせようとして作り出されたものであらうという。したがってこの逸話が、ポーニア法学校の先駆者の一人ペポのそれと著しく似ていたとしても偶然ではない。ローマ法学者ペポの逸話は、奴隷の殺害事件について「悪しき裁判官」は財産刑を主張したが、ペポは「あなたもユスティニアヌス帝の勅法類集および法学提要の裁判官のように」、彼に反対し、皇帝法の適用を達成したというものである。ジェノヴァでは、バルドヴィーニは、ローマ法の伝統を防衛するが、その結果は、ペポと

は逆に、勝てなかつた。彼はジェノヴァを追われて、真の法源に精神的渴きをいやすべくポーニアの講壇に戻るが、これにたいして、ジェノヴァ人は将来にわたって、ローマ法学者の支援を断つことを決定した瞬間から、ますます野蛮な法の深みにはまりこんでゆくというくだりはまことに興味深い。

中世イタリアにおける条例立法史のうえで、ジェノヴァは他の都市に比較して、法学者が条例編纂への介入を経験した、もっとも早い例として特異な地位を占める。ポーニア法学校のローマ法教授バルドヴィーニが、一二二九年にジェノヴァの条例編纂を行なったという点については、従来これを否定する学者もいたが、著者はこれを肯定する。

ジェノヴァの条例編纂史のうえで中心的地位を占めるのは、一三〇四年(二二〇五年説、二二〇六年説もある)の編纂と推定される「ベラ条例 Statuti di Pera」である。ベラ条例の二法文は、一三七五年の条例に引き継がれる。一三七五年条例は、一四一四年に補充され、一六世紀半ばまで、ジェノヴァの法生活のなかで生き延びる、民事、刑事に関する条例である。ベラ条例の一法文は、条例解釈の禁止に関するものであるが、条例の解釈は、法学者、役人、一般市民のすべてに禁止されており、とくに裁判官に関しては、これに違反した場合には、財産刑が科された。都市権力は、危険な法学者から公益を守るべく、条例の文理解釈のみを認め、いかなる発展的解釈をも禁止して、それによって法学者の活動空間を奪い去り、その政治的力の強化を

阻止しようとしたのであると著者はいう。

さらに都市は、裁判における法源の適用順位についても配慮している。たとえば一三六三年条例、これは一四一三年に完成された、ジェノヴァの政治制度の基本を定めたもので、実質的には一五二八年まで、ジェノヴァの政治生活のなかで生き続けるものであるが、この条例では、裁判官はまず、ジェノヴァの条例に従って、それに欠缺あるときは、補充法としてのローマ法に従って裁判すべきことが定められている。

以上で本書の粗雑な紹介を終えるが、最後に、全体的にみて、本書の特徴は、内容の面からいえば、中世ジェノヴァを舞台にして、制度史、法源史、法学者史という三つの要素が複雑に交錯する様が、みごとに描かれていることであり、さらにまた、体裁の面からいえば、序言でも言及されているように、著者の「法史学教育の経験をふまえて、(一般にきわめて限られた数の)学生」に、直接に法史料にあたらせながら、ジェノヴァ法史を理解させようという教育的な配慮がなされている点にあらう。

森 征一